

熊取町がん患者在宅療養生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 熊取町がん患者在宅療養生活支援事業(以下「生活支援事業」という。)は、熊取町が実施する。

(対象者)

第3条 生活支援事業を利用できる者(以下「支援対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 熊取町内に住所を有する40歳未満の者
- (2) がんにより医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態(末期)に至ったと判断したことにより治療を目的とした治療を行わない者で在宅生活の支援及び介護が必要な者
- (3) 他の制度において同等の助成または給付を受けることができない者

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、支援対象者が在宅で生活するために必要とする介護保険法(平成9年法律第123号)に規定された次の各号のいずれかに該当するサービスを利用する経費であって、町長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 訪問介護サービス(身体介護、生活援助、通院等乗降介助、訪問入浴介護等)及び福祉用具の貸与
- (2) 福祉用具の購入
- (3) 居宅介護支援サービス

2 前項第1号の福祉用具の貸与及び第2号の福祉用具の購入において、次条の助成対象となるものは、別表1に掲げる種類の福祉用具に係るものとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、利用者が前条第1項の対象経費を負担した額の10分の9を乗じて得た額と次の各号に掲げる基準上限額に10分の9を乗じて得た額と比較して少ない方の額を助成することとする。(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

- (1) 前条第1項第1号のサービス 1月6万円
- (2) 前条第1項第2号のサービス 1回限り10万円
- (3) 前条第1項第3号のサービス 1月2万2千円

2 前項の規定にかかわらず、町長は生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保険者については、前項に掲げる基準上限額全額を助成するものとする。

(申請)

第6条 生活支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、熊取町がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書（別紙様式第1号）に、末期がんであることが確認できる熊取町がん患者在宅療養生活支援事業医師意見書（別紙様式第2号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請者の委任があれば、代理人が申請を行うことができるものとする。

(決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査（必要があると認めるときは現地調査等を実施）して利用の可否を決定し、熊取町がん患者在宅療養生活支援事業利用決定（却下）通知書（別紙様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(医師の意見の聴取)

第8条 町長は、必要と認める場合には、支援事業の申請内容について、医師の意見を求めることができる。

(変更等の届出)

第9条 申請者は、本事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 転出等により、支援対象者でなくなったとき

(2) 生活支援事業を利用する必要がなくなったとき

(利用の中止又は取り消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の決定を取り消すことができる。

(1) 疾病等により生活支援事業を行うことが困難であると認められるとき

(2) その他町長が生活支援事業を行うことが適当でないと判断したとき

(サービス利用料の支払い)

第11条 生活支援事業の利用者（以下「利用者」という。）は、第4条のサービス利用料については、全額を事業者へ支払うものとする。

(サービス提供事業者への依頼)

第12条 利用者は、自ら訪問介護サービス等を提供する事業者へ依頼するか、または指定居宅介護支援事業所（介護保険法に基づき町長が指定した事業者）に依頼の上、当該サービスの提供を受けるものとする。

2 前項の訪問介護サービス等を提供する事業者は、原則として、介護保険法に基づき町長が指定した事業者とする。

(支援事業に係る居宅サービス計画の作成)

第13条 利用者は、居宅介護支援を利用する場合は、当該サービス提供事業所から熊取町がん患者在宅療養生活支援事業に係る居宅サービス計画（別紙様式第4号）の交付を受ける者

とする。

2 利用者は、前項の居宅サービス計画の交付を受けたときは、当該計画の写しを町長に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第14条 利用者は、サービスの利用を終えたときは、熊取町がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付請求書(別紙様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長の定める日までに交付申請するものとする。ただし、サービスを受けている期間中であっても、月単位で交付申請することができるものとする。

(1) 助成対象経費にかかる領収書

(2) 助成対象経費とするサービスにかかる明細書

(3) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

福祉用具貸与の種類

1	車いす
2	車いす付属品
3	特殊寝台
4	特殊寝台付属品
5	床ずれ防止用具
6	体位変換器
7	手すり（工事を伴わないもの）
8	スロープ（工事を伴わないもの）
9	歩行器
10	歩行補助つえ
11	移動用リフト（吊り具の部分を除く）
12	自動排泄処理装置
13	その他町長が必要と認めるもの

福祉用具購入の種類

1	腰掛便座
2	自動排泄処理装置の交換可能部品
3	入浴補助用具
4	簡易浴槽
5	移動用リフトの吊り具の部分
6	排泄予測支援機器
7	その他町長が必要と認めるもの